

令和8年度富山県認知症介護実践者等研修募集要項

令和8年5月11日制定

1 認知症介護実践リーダー研修

(1) 実施期間及び場所

a 講義及び演習

- ・実施期間：令和8年12月4日（金）、12月9日（水）、
12月14日（月）、令和9年1月8日（金）、1月15日（金）、
2月25日（木）

- ・会場：富山県農協会館

b 認知症ケア指導実習

- ・実施期間：令和9年1月16日（土）～2月12日（金）
- ・実習場所：受講生が所属する介護保険施設・事業所等

c 実習のまとめ

- ・実施日：令和9年2月25日（木）
- ・会場：富山県農協会館

(2) 受講定員

40名程度

(3) 申込方法

- ①指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用にかかる基準等を満たすために受講する場合

別添「富山県認知症介護実践者等研修実施要綱」別紙11に記入のうえ、事業所が所在する（予定の）地域の介護保険者あてに提出してください。

- ②上記以外

原則、富山県電子申請サービスよりお申込みください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5cqbs>
DSN

富山県電子申請サービスが利用できない場合は、別添「富山県認知症介護実践者等研修実施要綱」別紙7に記入のうえ必要書類を添付して、富山県高齢福祉課地域包括ケア推進係あてに郵送又は持参にて提出してください。

電子申請及び申込書の記載に不備があった場合は受理できませんので、内容をよくご確認のうえ、ご提出ください。

(4) 申込期間

令和8年7月17日(金)～令和8年8月26日(水) 必着

※申込期間を過ぎてのお申込みは受付できませんので、各事業所において計画的に受講を検討いただきますようお願いいたします。

(5) 受講決定

受講決定した方へのみ、10月7日(水)までに決定通知を送付します。

- ・受講決定については、各保険者からの推薦者(本要綱1(3)①の申込者)を優先します。
- ・定員を超える場合、原則1施設・事業所の受講者を1名とさせていただきます。
- ・当該研修の修了者がいない事業所の受講を優先する場合があります。
- ・上記調整を行ってもなお、受講希望者多数の場合には、前回までの申し込み状況や、受講状況等を考慮した上で抽選を行い、受講者を決定します。

(6) その他

- ・本研修の受講にあたっては、認知症介護実践者研修(痴呆介護実務者研修基礎課程又は痴呆介護実務者研修専門課程(以下「旧基礎・専門課程」という。))を含む。)を修了し1年以上経過している必要があります。(ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者等は、その限りではありません。なお、この場合、施設長又は管理者は推薦にあたりこの要件を満たしているか確認のうえ、推薦願います。)
- ・本研修に必要な費用のうち教材等に係る実費相当分については、自己負担となります。

2 認知症対応型サービス事業開設者研修

(1) 実施期間及び場所

a 講義及び演習

- ・実施期間：令和8年11月27日(金)、11月28日(土)
- ・会場：富山県民会館

b 現場体験

- ・実施日：令和8年11月30日(月)～12月4日(金)のうち1日

- ・実習場所：県が現場体験先として指定した認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所

(2) 受講定員

30名程度

(3) 申込み方法

別添「富山県認知症介護実践者等研修実施要綱」別紙8に記入のうえ、事業所が所在する（予定の）地域の介護保険者あてに提出してください。

申込書の記載に不備があった場合は受理できませんので、内容をよくご確認のうえ、ご提出ください。

(4) 提出期限

令和8年9月16日（水）必着

(5) 受講決定

各介護保険者へ、10月9日（金）までに決定通知を送付します。

(6) その他

- ・本研修は小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設者になる予定が具体的にある方のみ、受講できます。
- ・研修受講料の額及び納付方法は、委託機関（一般社団法人富山県介護福祉士会）から案内があります。

3 認知症対応型サービス事業管理者研修

(1) 実施期間及び場所

・実施期間

第1回：令和8年10月15日（木）、10月16日（金）

第2回：令和9年3月4日（木）、3月5日（金）

（2回とも同じ研修内容）

- ・会場：富山県民会館、富山県農協会館

(2) 受講定員

60名程度（各回30名程度）

(3) 申込み方法

別添「富山県認知症介護実践者等研修実施要綱」別紙9に記入のうえ必要書類を添付して、事業所が所在する（予定の）地域の介護保険者あてに提出してください。

申込書の記載に不備があった場合は受理できませんので、内容をよくご確認のうえ、ご提出ください。

(4) 提出期限

第1回：令和8年8月12日（水）必着

第2回：令和9年1月6日（水）必着

(5) 受講決定

各介護保険者へ、第1回は9月4日（金）までに、第2回は1月27日（水）までに決定通知を送付します。

(6) その他

- ・本研修は認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になる予定が具体的にある方のみ、受講できます。
- ・本研修の受講にあたっては、認知症介護実践者研修（旧基礎・専門課程を含む。）を修了している必要があります。
- ・研修受講料の額及び納付方法は、委託機関（一般社団法人富山県介護福祉士会）から案内があります。

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(1) 実施期間及び場所

- ・実施期間：令和9年2月18日（木）、2月19日（金）
- ・会場：富山県民会館

(2) 受講定員

20名程度

(3) 申込み方法

別添「富山県認知症介護実践者等研修実施要綱」別紙10に記入のうえ必要書類を添付して、事業所が所在する（予定の）地域の介護保険者あてに提出してください。

申込書の記載に不備があった場合は受理できませんので、内容をよくご確認のうえ、ご提出ください。

(4) 提出期限

令和9年1月7日(木) 必着

(5) 受講決定

各介護保険者へ、1月28日(木)までに決定通知を送付します。

(6) その他

- ・本研修は小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者になる予定が具体的にある方のみ、受講できます。
- ・本研修の受講にあたっては、認知症介護実践者研修（旧基礎・専門課程を含む。）を修了している必要があります。
- ・研修受講料の額及び納付方法は、委託機関（富山県小規模多機能型居宅介護事業者連絡協議会）から案内があります。